

藤岡市農業委員会

令和6年第2回

定例会議事録

令和6年2月5日招集

令和6年藤岡市農業委員会第2回定例会議事録

令和6年2月5日、藤岡市農業委員長 浅見 健司は、令和6年藤岡市農業委員会第2回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

議案第 9号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 10号 農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第10条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について

議案第 11号 農地経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

議案第 12号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について

報告第 3号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について

報告第 4号 農地法関係出願等について

[出席農業委員] (13名)

1番 飯塚 光	2番 武藤 賢太郎	3番 秋谷 房江	4番 松村 敏恵
5番 清水 淑朗	6番 田沼 範明	7番 浅見 健司	8番 山口 暁
9番 清水 春樹	11番 折茂 新一	12番 鈴木 儀幸	13番 川村 信行
14番 塚本 欣吾			

[出席農地利用最適化推進委員] (4名)

6番 茂木 敏夫	10番 水沼 勝美	14番 堀越 昭彦	17番 柳澤 憲司
----------	-----------	-----------	-----------

[事務局]

事務局 長	横田 道明	事務局 次長	真下 和弘
係 長	春山 崇	係 長 代理	牧 眸美
係 長 代理	笠原 諒亮		

(開会13時28分)

事務局次長 定刻になりましたので、ただ今から令和6年第2回定例会を進行させていただきます。本日の下審査につきましては、東庁舎3階の会議室を用意しております。1班の委員さんにつきましては、申し訳ありませんが、この後、移動をお願い致します。それでは、開会にあたりまして、浅見会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長 有り難うございました。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今より、令和6年第2回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数14名中、出席委員13名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。2番武藤委員、3番秋谷委員の両名をお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。議案第9号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、本議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査については、一覧表のとおりとしてありますので、よろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩13時31分)

(再開13時51分)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第9号農地法第5条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第9号農地法第5条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番から4番の4件です。整理番号1番は、市外の法人が、立石新田の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地1筆、面積は560㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号2番は、立石のOさんが、上栗須の農地を売買にて取得し、専用住宅用地（指定集落内建物）として転用するもので、農地1筆、面積は347㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号3番は、藤岡のSさんが、中栗須の農地を使用貸借にて借り受け、専用住宅用地（分家住宅）として転用するもので、農地1筆、面積は272㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号4番は、市外のSさんが、白石の農地を交換にて取得し、機械器具等の資材置場用地として転用するもので、農地1筆、面積は20㎡、農地区分は第1種農地として判断されますが不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第9号整理番号1番から4番について1班の班長さんより報告がありました。整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第9号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第9号整理番号1番は許可と決定します。次に、整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第9号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第9号整理番号2番は許可と決定します。次に、整理番号3番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第9号整理番号3番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第9号整理番号3番は許可と決定します。次に、整理番号4番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第9号整理番号4番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第9号整理番号4番は許可と決定します。続きまして、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第9号農地法第5条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号5番から7番の3件です。整理番号5番は、藤岡のHさんが、藤岡の農地を売買にて取得し、専用住宅用地(敷地増)として転用するもので、農地1筆、面積は49㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号6番は、市外の

法人が、本郷の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 3 筆、面積は 2,013 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 7 番は、市外の S さんが、浄法寺の農地を使用貸借にて借り受け、一般住宅用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 464 m²、農地区分は第 1 種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 9 号整理番号 5 番から 7 番について 2 班の班長さんより報告がありました。整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 9 号整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 9 号整理番号 5 番は許可と決定します。次に整理番号 6 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 9 号整理番号 6 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 9 号整理番号 6 番は許可と決定します。次に整理番号 7 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 9 号整理番号 7 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 9 号整理番号 7 番は許可と決定します。続きまして、議案第 10 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について上程します。事務局より説明願います。

事務局

はい、ご説明いたします。議案書 4 ページをご覧ください。議案第 10 号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画を作成したもので、農業委員会に決定を求めています。こちらの計画につきましては、農地中間管理機構が農地に農地中間管理権を設定し、農地を借り受けたうえで農業者に貸し付ける場合に作成される計画で、今回の対象地は 3 件です。以上で、議案 10 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

議長

ただ今、議案第 10 号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたら、お願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第 10 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 10 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定します。続きまして、議案第 11 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。

事務局

はい、ご説明いたします。議案書 6 ページから 7 ページをご覧ください。議案第 11 号につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づき藤岡市長が農用地利用集積計画を作成したもので、農業委員会に決定を求めています。まず 6 ページの計画につきましては、農地の貸借の際に中間管理機構を間に挟まず、直接借人と貸人が貸借を結ぶ場合に作成される計画で、今回の対象地は 6 件ですが、借人は全て同一となります。次に、7 ページをご覧ください。こちらの農業経営基盤強化促進法による所有権移転の計画は、認定農業の方が農地を譲り受ける場合に作成されるもので、今回の対象地は 1 件です。以上で、議案第 11 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

議長

ただ今、議案第 11 号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に関見もないようでするので、採決します。議案第 11 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありまするので、議案第 11 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画については、原案のとおり決定します。続きまして、議案第 12 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 9 ページをご覧ください。議案第 12 号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めることを中間管理機構へ要請するために計画を作成したもので、計画の要請の承認を求めています。今回の計画につきましては、過去に中間管理機構を通して貸し借りが結ばれ、その後、借り手が解約し中間管理機構の管理になっていた農地について、新しい借り手が見つかったため貸借をむすぶもので、対象地は 10 件です。以上で、議案 12 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしく願います。

議長 ただ今、議案第 12 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたら、お願いします。

(意見なし)

議長 特に関見もないようでするので、採決します。議案第 12 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありまするので、議案第 12 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、原案のとおり決定します。続きまして、報告第 3 号・4 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 10 ページをご覧ください。報告第 3 号ですが、今月ご報告いたします農地転用届出は、4 条が 1 件、5 条が 1 件の計 2 件ございます。詳細については 11 ページの一覧表でご確認ください。続きまして報告第 4 号ですが、議案書 12 ページから 13 ページをご覧ください。今月ご報告いたします農地法関係出願等は、許可証明が 9 件、

受理証明が 1 件、耕作証明が 2 件、引き続き農業を行っている旨の証明が 1 件、許可取消願が 1 件の計 14 件ございまして、証明書を発行いたしました。内容につきましては、一覧表をご確認ください。以上で報告とさせていただきます。ご確認をよろしくお願いいたします。

議長

ただ今、報告第 3 号・4 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、以上をもちまして、令和 6 年第 2 回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(閉会 14 時 07 分)